

COPY

1/3

許可番号 00920068280

産業廃棄物処分業許可証

住所 栃木県大田原市北金丸2122番地

氏名 那須マテリアル株式会社
代表取締役 星 彰治優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富



許可の年月日

平成30年 2月 2日

許可の有効年月日

平成36年 3月 26日

1. 事業の範囲

(1) 営業の種類

中間処理(破碎、減容、粉砕)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 破碎に係るもの

- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

② 減容に係るもの

- ・廃プラスチック類

③ 粉砕に係るもの

- ・廃プラスチック類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

① 設置場所: 栃木県大田原市北金丸字上ノ台 2120番4

② 設置年月日: 平成12年3月23日

③ 処理能力:

- | | | |
|------------------------|----------|------------|
| ・廃プラスチック類(混合プラスチック類) | 1.84 t/日 | (0.23 t/時) |
| ・ゴムくず | 2.88 t/日 | (0.36 t/時) |
| ・金属くず | 4.56 t/日 | (0.57 t/時) |
| ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 3.84 t/日 | (0.48 t/時) |



COPY

COPY

(2) 破碎施設

① 設置場所: 栃木県大田原市北金丸字上ノ台 2120 番 4

② 設置年月日: 平成 12 年 3 月 23 日

③ 処理能力:

・廃プラスチック類(電線くず)

1.20 t/日 (0.15 t/時)

・金属くず (電線くず)

1.20 t/日 (0.15 t/時)

(3) 移動式破碎施設

① 設置場所: 宇都宮市の区域を除く栃木県内の排出事業場内に限る。

(駐機場: 栃木県大田原市北金丸字上ノ台 2120 番 4)

② 設置年月日: 平成 30 年 1 月 30 日

③ 処理能力:

・木くず

134.40 t/日 (16.8 t/時)

④ 許可年月日: 平成 30 年 1 月 9 日

⑤ 許可番号: 45-1

(4) 減容施設

① 設置場所: 栃木県大田原市北金丸字上ノ台 2120 番 4

② 設置年月日: 平成 12 年 3 月 23 日

③ 処理能力:

・廃プラスチック類(発泡スチロール)

0.48 t/日 (0.06 t/時)

(5) 粉碎施設

① 設置場所: 栃木県大田原市北金丸字上ノ台 2120 番 4

② 設置年月日: 平成 12 年 3 月 23 日

③ 処理能力:

・廃プラスチック類(各種プラスチック類)

1.20 t/日 (0.15 t/時)

(6) 保管施設(処理前)

① 設置場所: 栃木県大田原市北金丸字上ノ台 2120 番 4

② 設置年月日: 平成 12 年 3 月 23 日

③ 保管能力:

・廃プラスチック類(混合プラスチック類)

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m

・廃プラスチック類(各種プラスチック類)

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m

・廃プラスチック類(発泡スチロール)

 面積 4.80 m² 容量 8.640 m³ 高さ 1.80m

・ゴムくず

 面積 1.60 m² 容量 2.720 m³ 高さ 1.70m

・金属くず

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m

・電線くず(廃プラスチック類、金属くず)

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m

(7) 保管施設(処理後)

① 設置場所: 栃木県大田原市北金丸字上ノ台 2120 番 4

② 設置年月日: 平成 30 年 6 月 21 日

③ 保管能力:

・廃プラスチック類(混合プラスチック類)

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m

・廃プラスチック類(各種プラスチック類)

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m

・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

 面積 3.60 m² 容量 6.480 m³ 高さ 1.80m


3. 許可の条件

【移動式破碎施設】

施設の稼働に伴う騒音、振動については、敷地境界において、騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例等による規制基準値を遵守すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成12年	3月27日	
変更届	平成13年	7月5日	代表者の変更
変更届	平成15年	7月8日	代表者の変更
更新許可	平成17年	3月27日	
更新許可	平成22年	3月27日	
優良確認	平成23年	9月7日	
更新許可	平成29年	3月27日	優良認定
変更許可	平成30年	2月2日	取り扱う産業廃棄物の種類の変更(木くずの追加)及び移動式破碎施設の追加
変更届	平成30年	6月25日	保管施設の変更

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無